

水質検査表

新水質基準項目等の検査における、給水栓以外での採水の可否、検査の回数、検査の省略の可否

項目 No.	項目名	給水栓 以外での 水の採取	検査回数	検査回数の 減	省略の 可 否	年 間 検 査 実 施 回 数									
						湯 田 水 系					沢 内 水 系				
						浄 水				原 水	浄 水				原 水
						湯 川 配水系	耳 取 配水系	湯 田 配水系	新田郷 配水系	す べ て の 原 水	若 畑 配水系		中 部 配水系	新 町 配水系	す べ て の 原 水
						小俣沢 水 源	岩滑沢 水 源	巢子沢 水 源	細 内 水 源		貝 沢 水 源	若 畑 水 源	中 部 水 源	新 町 水 源	
—	色、濁り及び消毒の残留効果	不可	1日1回 以上	不可	不可	365	365	365	365	/	365	365	365	365	/
1	一般細菌		概ね1日 1回以上			12	12	12	12		12	12	12		
2	大腸菌														
3	カドミウム及びその化合物	一定の 場合可 注1	概ね3月に 1回以上	注2の とおり	注3のとおり	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	水銀及びその化合物														
5	セレン及びその化合物														
6	鉛及びその化合物														
7	ヒ素及びその化合物														
8	六価クロム化合物														
9	亜硝酸態窒素	不可	不可	不可	不可	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン														
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	一定の 場合可 注1	概ね3月に 1回以上	注2の とおり	注3のとおり	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	フッ素及びその化合物														
13	ホウ素及びその化合物														
14	四塩化炭素														
15	1,4-ジオキサン														
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン														
17	ジクロロメタン														
18	テトラクロロエチレン														
19	トリクロロエチレン														
20	ベンゼン														
21	塩素酸	不可	不可	不可	注3のとおり（浄水処理にオ ゾン処理、消毒に次亜塩素酸 を用いる場合不可）	4	4	4	4	/	4	4	4	4	/
22	クロロ酢酸														
23	クロロホルム														
24	ジクロロ酢酸														
25	ジブロモクロロメタン														
26	臭素酸														
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、 ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)														
28	トリクロロ酢酸														
29	ブロモジクロロメタン	不可													
30	ブロモホルム														
31	ホルムアルデヒド														

項目 No.	項目名	給水栓 以外での 水の採取	検査回数	検査回数の 減	省略の 可否	年間検査実施回数									
						湯田水系				沢内水系					
						浄水				原水	浄水				原水
						湯川 配水系	耳取 配水系	湯田 配水系	新田郷 配水系	すべての 原水	若畑 配水系		中部 配水系	新町 配水系	すべての 原水
						小俣沢 水源	岩滑沢 水源	巣子沢 水源	細内 水源		貝 沢 水 源	若 畑 水 源	中 部 水 源	新 町 水 源	
32	亜鉛及びその化合物	一定の 場合可 注1	概ね3月に 1回以上	注2の とおり	注4のとおり	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
33	アルミニウム及びその化合物														
34	鉄及びその化合物				注3のとおり										
35	銅及びその化合物														
36	ナトリウム及びその化合物														
37	マンガン及びその化合物														
38	塩化物イオン	不可	概ね1月に 1回以上	自動連続測定・記録 をしている場合、概 ね3月に1回以上と することが可)	不可	12	12	12	12	1	12	12	12	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	一定の 場合可 注1	概ね3月に 1回以上	注2の とおり	注3のとおり	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
40	蒸発残留物					4	4	4	4		4				
41	陰イオン界面活性剤														
42	(4R, 4aS, 8aR) -オクタヒドロ-4, 8a- ジメチルナフタレン-4a (2H) -オール (別名ジェオスミン)	不可	概ね1月に1回以上 (左記の事項を算出 する薬類の発生が少 なく、検査を行う必 要がないことが明ら かであると認められ る期間を除く)	不可	当該事項についての過去の検査結果が基準値 の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水 並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等の停 滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を 算出する薬類の発生状況を含む）を勘案し、 検査を行う必要がないことが明らかであると 認められる場合、省略可	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ [2, 2, 1] ヘプタン-2-オール (別名2-メチルイソボルネオール)														
44	非イオン界面活性剤	一定の 場合可 注1	概ね3月に 1回以上	注2の とおり	注3のとおり										
45	フェノール類														
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	不可	概ね1月に 1回以上	自動連続測 定・記録をし ている場合、 概ね3月に1 回以上とす ることが可)	不可	12	12	12	12	1	12	12	12	12	12
47	pH値														
48	味														
49	臭気														
50	色度														
51	濁度														
-	嫌気性芽胞菌			町独自	クリプトスポリジウム、ジア ルジア対策として町独自で実 施。原水のみ。					12					12
-	糞便性大腸菌														

注1：一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取することができる。

注2：水源に水または汚染物質を排出する施設の設置状況等から、原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点または浄水方法を変更した場合を除く）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注3：当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められた場合、省略可。

注4：当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。